

記者発表(資料配布)				
月日 (曜日)	担当部署名	電話 (内線)	発表者名 (担当課長名)	配布機関
令和3年 5月7日 (金)	姫路県税事務所 自動車税課	079-281-9118 内線 240	所長 金澤 満章 (自動車税課長 磯辺 久範)	中播磨定例記者 懇談会メンバー

令和3年度自動車税種別割定期課税に係る電子納税の推進について ～自動車税種別割は自宅からでも納税できます～

自動車税種別割定期課税については令和3年度からスマートフォン決済アプリを使った納税が可能となりました。また、引き続きインターネットを利用したクレジット納税やインターネットバンキングによる納税も、自宅において休日・夜間を問わず24時間可能です。

記

1 スマートフォン決済アプリによる納税

令和2年11月よりスマートフォン決済アプリ「PayB」、
「PayPay」、「LINEPay」で納税できるようになりました。



スマホ決済アプリ

2 クレジットカードによる納税

パソコン・スマートフォン・タブレット型端末等（インターネット）を利用してクレジットカードで納税できます。1件（自動車税種別割納税通知書1枚）の納税につき、税込330円のシステム利用料が必要となります。



クレジットカード

3 インターネットバンキングによる納税

事前に金融機関への利用申し込みをされている場合は、インターネットバンキングによる納税が可能です。

4 そのほか金融機関窓口、コンビニ等でも納税は可能です



納税方法全般

自動車税は県税収入のおよそ1割を占める貴重な県税収入であり、県政を推進していくための貴重な財源となっています。納税者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、県税事務所に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められます。納税が困難な方は、当県税事務所に相談くださいますようお願いいたします。



徴収猶予

納税の相談：姫路県税事務所自動車税課 TEL(079)281-9122(直)

【自動車税の概要(令和3年度)】

- (1) 種別割定期課税の納期限：令和3年5月31日(月)
- (2) " 課税台数：中播磨県民センター約22万台(県全体約168万台)
- (3) " 課税額：中播磨県民センター約82億円(県全体約610億円)